

アーク溶接等業務に係る特別教育 案内書

**法令根拠
講習案内**

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、アーク溶接等業務は感電災害、爆発、火災といった重大な災害が発生する危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。



【特別教育を必要とする業務】
労働安全衛生規則第36条第3号

- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
(溶断等の「等」には、ガウジングが含まれる。)

【アーク溶接とは】

- ・アーク溶接機を用いて金属電極と被溶接物の間にアーク火花を発生させ、その熱を利用して溶接、溶断等をする方法です。

【参考：作業主任者の選任】
アーク溶接作業では、令和4年4月1日から、特別教育とは別に「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者」の選任が必要となりますので、ご注意ください。

申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について10時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

**講習科目
講習時間**

科目	時間	科目	時間
アーク溶接等に関する知識	1時間	アーク溶接等作業の方法に関する知識	6時間
アーク溶接装置に関する基礎知識	3時間	関係法令	1時間
合計 11時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	12,100円	1,100円	13,200円
会員	7,700円		8,800円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
 詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)へお問い合わせください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)